

市民後見推進事業の概要

市区町名	小林市
------	-----

事業区分	(1) 市民後見人養成のための研修の実施
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 小林市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：研修会、出前講座及びフォーラムの開催</p>
事業内容	<p>■フォーラムの名称：成年後見推進フォーラム 対象者：市民 内容 ・ 成年後見制度の普及啓発と市民後見人制度の理解を深めてもらう。 ・北九州市社会福祉協議会権利擁護センター杉本氏による法人後見に関する講演 ・小林市内専門職による成年後見制度の将来についてのパネルディスカッション</p> <p>■研修の名称 小林市市民後見人養成講座 対象者： 市内在住で市民後見人の活動に意欲のある者 研修カリキュラム：基礎講座・実務講座・実習（計 52 単位） 講師：司法書士、社会福祉士、税理士、家庭裁判所等</p> <p>■出前講座の名称「知っ得！老後の財産管理 ～成年後見制度から遺言まで～ 成年後見制度出前講座」 対象者：市民 内容：老後の財産管理をテーマに、成年後見制度の理解を深めてもらうため、市内 3 地区において出前講座を開催 講師：司法書士</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>26 年 11 月「成年後見フォーラム」参加者募集</p> <p>26 年 12 月「成年後見フォーラム」開催</p> <p>26 年 10 月「市民後見人養成講座」受講生募集</p> <p>26 年 11 月～27 年 2 月「市民後見人養成講座実施」</p> <p>26 年 12 月～ 「出前講座」日程及び内容検討</p> <p>27 年 2 月 「出前講座」実施</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	小林市
------	-----

事業区分	(2) 市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
委託先及び委託内容	<p style="text-align: center;">全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 小林市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：市民後見推進委員会の立ち上げ・体制の検討</p>
事業内容	<p>■市民後見推進事業を推進し、今後の体制づくりを支援するための組織の立ち上げ</p> <p>名称：「小林市市民後見推進委員会」</p> <p>委員：10 名（弁護士、司法書士、社会福祉士、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護施設関係者、行政等）</p> <p>検討内容：</p> <p>① 市民後見推進事業の実施内容の検討</p> <p>② 今後の市民後見推進事業の展開への検討・助言</p> <p>なお、既に組織されている成年後見ネットワーク西諸の小林市委員から委員を選出し、本事業との協働体制、市民後見人の活動を支援する体制構築を検討する。</p> <p>■市民後見推進のための体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民後見推進実施機関と想定している小林市社会福祉協議会の職員の研修と体制づくりの検討 ・人員配置、活動内容、組織体制、予算等について先進地視察等を実施し、検討・構築する。
事業スケジュール (予定を含む)	<p>27 年 2 月 小林市市民後見推進委員会の委員選考</p> <p>27 年 2 月～3 月 市民後見推進委員会の開催</p> <p>27 年 2、3 月 市民後見推進モデル事業自治体研修参加</p> <p>27 年 2 月 先進地視察（熊本県山鹿市）</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	小林市
------	-----

事業区分	(3) 市民後見人の適正な活動のための支援
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 小林市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：成年後見制度啓発のためのパンフレット作成</p>
事業内容	<p>■「成年後見制度啓発のためのパンフレット作成」</p> <p>市民の成年後見制度の理解がまだ不十分であるとの認識のもと、「成年後見制度啓発のためのパンフレット」を作成し、市民、関係機関、福祉施設等に配布する。</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>26 年 12 月 パンフレット案の検討</p> <p>27 年 2 月～3 月 印刷及び配布</p>
備考	

市民後見推進事業の概要

市区町名	小林市
------	-----

事業区分	(4) その他、市民後見人の活動の推進に関する事業
委託先及び委託内容	<p>全部委託 ・ 一部委託 ・ 委託なし</p> <p>委託先名：社会福祉法人 小林市社会福祉協議会</p> <p>委託内容：成年後見制度に関する市民へのアンケート調査</p>
事業内容	<p>■市民の成年後見制度の理解度やニーズを把握し、成年後見制度及び市民後見人の普及促進の基礎資料とするためアンケートを実施</p> <p>調査対象者：40 代以上の市民 300 人</p> <p>調査方法：郵送でアンケートを実施</p> <p>事業報告書で分析結果を報告する</p>
事業スケジュール (予定を含む)	<p>26 年 12 月 アンケート内容検討</p> <p>27 年 1 月～2 月 アンケート実施</p> <p>27 年 3 月 分析・報告</p>
備考	

「成年後見推進フォーラム」 を開催します

成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護し、支援する制度です。

成年後見制度について学ぶチャンスです。高齢者も障がい者も安心して暮らせる地域をめざしましょう。

日時：平成26年12月3日(水)

開会：午後2時～5時

(開場 午後1時30分～)

場所：小林市文化会館 小ホール

入場料：無料

申込み：必要なし

成年後見ネットワーク西諸による
「悩みごと無料相談会」同時開催！
財産・家族問題・借金等で悩みのある方、司法書士・社会福祉士・地域包括支援センター職員等が直接相談に応じます。相談は無料です。
相談時間 午後2時30分～5時30分
要予約 小林市福祉課 TEL 23-0111

基調講演

『市民後見活動の実際』

～北九州市社会福祉協議会が取り組む法人後見事業～

講師 北九州市社会福祉協議会
権利擁護・市民後見センター「らいと」
次長 杉本 真奈美 氏



- 【プログラム】
1. 開会挨拶
 2. 基調講演
〈休憩〉
 3. パネルディスカッション
コーディネーター 社会福祉士 小倉 和也 氏
パネリスト 弁護士 坂巻 道生 氏
司法書士 瀬戸山 雅光 氏
社会福祉士 大山 由美子 氏
社会福祉協議会 田爪 真由美

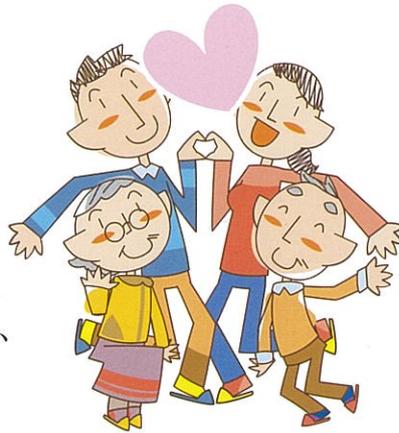
主催：小林市 後援：成年後見ネットワーク西諸

運営 お問い合わせ：小林市社会福祉協議会 TEL 23-3466

市民後見人 養成講座

あなたの力が必要です
高齢者も障がい者も
安心して暮らせる
地域にしていきましょう

市民後見人とは、家庭裁判所
から成年後見人等として選任
された一般市民のことであり、
地域における権利擁護の担い
手のことです。



受講生

募集中

* 市民後見人養成講座 *

対 象 20歳以上で小林市に在住または在勤の方で、受講後は市民後見人と
して活動していただける意思のある方

開催期間 ○基礎講座
平成26年11月19日から
平成26年12月17日までのうち
5日間(平日)
○実務講座
平成27年1月14日から
平成27年2月4日までのうち
4日間(平日)
※他に体験実習等があります。
※原則として基礎講座、実務講座の両
方を受講していただきます。

定 員 20 名

受講料 無料ですが別途テキスト代が2,000円
必要です。

会 場 小林市中央公民館

締 切 日 平成26年11月12日(水)

申し込み
問い合わせ 小林市細野367番地1
小林市社会福祉協議会
電話 23-3466

養成講座開講にあたり、詳細な日程やカリ
キュラムについての事前説明会を行います。

日時：平成26年10月29日(水)
午後7時から 1時間程度

場所：小林市社会福祉協議会

※ 参加申し込みは必要ありません。

※ 事前説明会に参加できない方でも市
民後見人養成講座の受講は可能です。
詳しくは小林市社会福祉協議会にお
問い合わせください。

この講座は平成26年度厚生労働省市民後見推進事業として
小林市から委託を受け、小林市社会福祉協議会が実施します。

基礎講座

H26年度 小林市市民後見人養成講座

開催日	時 間	内 容	講 師	単位
11/19 (水)	13:00~13:30	開講式 オリエンテーション		
	13:30~16:30	成年後見(法定後見・任意後見)概論	司法書士 瀬戸山雅光 氏	3
11/26 (水)	10:30~12:00	市民後見概論(今後目指すべき道)	社会福祉士 小倉和也 氏	1.5
	13:00~13:30	成年後見制度と市町村の責任	小林市 健康福祉部 長寿介護課	0.5
	13:40~14:10	地域福祉・権利擁護の理念 /日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	社会福祉協議会 田爪真由美	0.5
	14:20~15:50	家族法	司法書士 平岡成人 氏	1.5
12/3 (水)	9:20~9:50	体験実習についての留意点	社会福祉協議会 田爪真由美	0.5
	10:00~12:00	財産法	司法書士 平岡成人 氏	2
	14:00~17:00 フォーラム開催	基調講演会:『市民後見活動の実際』 14:00~15:00	講師:権利擁護・市民後見センター 「らいと」次長 杉本真奈美 氏	1
		パネルディスカッション 15:10~17:00	コーディネーター: 社会福祉士 小倉和也 氏 パネリスト:弁護士 坂巻道生 氏、 司法書士 瀬戸山雅光 氏 社会福祉士 大山由美子 氏、 社会福祉協議会 田爪真由美	2
12/10 (水)	9:30~12:00	高齢者・認知症の理解	社会福祉士 田方一哉 氏	2.5
	13:00~15:00	障害者の理解	社会福祉士 土器屋圭介 氏	2
	15:10~16:10	消費者保護	宮崎県消費生活センター	1
12/17 (水)	9:20~10:50	介護保険制度	小林市 健康福祉部 長寿介護課	1.5
	11:00~12:00	高齢者施策/高齢者虐待防止法	医療福祉相談員 大山由美子 氏	1
	13:00~14:00	障害者施策/障害者虐待防止法	社会福祉士 土器屋圭介 氏	1
	14:10~15:40	成年後見を取り巻く関係諸制度の基礎 ~生活保護制度・健康保険制度・年金制度	小林市 健康福祉部 長寿介護課	1.5
	15:50~16:20	税務申告制度等	税理士 有森和良 氏	0.5

実務講座

開催日	時 間	内 容	講 師	単位
1/14 (水)	10:00~12:00	後見業務の実務から	司法書士 亀田一也 氏	2
	13:00~15:00	対人援助の基礎	社会福祉士 小倉和也 氏	2
1/21 (水)	10:30~12:00	家庭裁判所の実際	宮崎家庭裁判所 都城支所	1.5
	13:00~14:30	申立書の作成	司法書士 平岡成人 氏	1.5
	14:40~16:10	財産目録・後見計画・収支予定表の作成		1.5
1/27 (火)	10:30~12:00	報告書の作成	司法書士 平岡成人 氏	1.5
	13:00~14:30	報酬付与申立書の作成		1.5
	14:40~16:10	後見終了時の手続きと死後事務		1.5
2/4 (水)	10:00~12:00	事例報告と検討	司法書士 平岡成人 氏	2
	13:00~14:30		司法書士 瀬戸山雅光 氏	1.5
	14:30~16:00		社会福祉士 小倉和也 氏	1.5
	16:00~16:30	閉講式		

レポート作成	2時間	体験実習の報告書作成
	1時間	市民後見人像

体験実習	2.5時間	後見人の後見業務同行	H26年12月~ H27年1月の期間
	5時間	施設実習	

平成 26 年度 小林市成年後見推進事業による

知っ得！ 老後の財産管理 ～後見制度から遺言まで～

「成年後見制度出前講座」を開催します。



「成年後見制度出前講座」を小林・野尻・須木地区にて開催します。老後の財産管理をテーマに成年後見制度、遺言、相続など自分と家族のため、また、地域のためになる知って得する話しです。ご近所お誘いあわせの上、お気軽にいらしてください。

▼ 日程・場所

2月14日（土曜）	10時00分～12時00分	小林市役所 野尻庁舎 2階大会議室 （住所：野尻町東麓 1183 番地 2）
2月16日（月曜）	14時00分～16時00分	小林市社会福祉協議会 2階大会議室 （住所：細野 367 番地 1）
2月21日（土曜）	10時00分～12時00分	小林市役所 須木庁舎 3階大会議室 （住所：須木中原 1757 番地）

▼ 講師 司法書士 平岡 成人 氏

▼ 参加対象 小林市民

▼ 参加費用 無料

▼ 申込み 不要

【問い合わせ先】 小林市社会福祉協議会 Tel.23-3466

主催：小林市

運営：小林市社会福祉協議会（23-3466）

- 問7 問6で①②③と答えた方にお聞きします。どこで成年後見制度を知りましたか。
(あてはまるものすべてに○)
- ① 新聞記事、雑誌、テレビのニュース等で知った ()
 - ② 地方公共団体や社会福祉関係の窓口、パンフレット ()
 - ③ 説明会、シンポジウム、キャンペーン等で知った ()
 - ④ 友人、知人、親戚から聞いたことがある ()
 - ⑤ その他 ()
- 問8 あなた自身や親族が認知症等により判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いませんか。(1つに○)
- ① はい () → ①に○をされた方は、問9へ進む
 - ② いいえ () → ②に○をされた方は、問10に進む
 - ③ わからない () → ③に○をされた方は、問11に進む
- 問9 問8で①に○をされた方にお尋ねします。後見人には誰になってもらいたいですか。(あてはまるものすべてに○)
- ① 親子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族 ()
 - ② 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他) ()
 - ③ 法律又は福祉に関わる法人 ()
 - ④ 市民後見人 ()
 - ⑤ その他 ()
- 問10 問8で②に○をされた方にお尋ねします。なぜ利用したくないのですか。
(1つに○)
- ① 後見人でなくても家族がいるから ()
 - ② 他人(家族・親族を含む)に財産などを任せることに不安 ()
 - ③ 後見人になってほしい人がみあたらない ()
 - ④ 家族・親族等の信頼関係が崩れるおそれがあるから ()
 - ⑤ 手続きが大変そうだから ()
 - ⑥ 費用がどのくらいかかるか心配だから ()
 - ⑦ 家庭裁判所に申し立てることに抵抗があるから ()
 - ⑧ どういうときに利用していいかわからないから ()
 - ⑨ その他 ()
- 問11 成年後見制度の主な特徴は以下のとおりです。知っていることをすべて選んでください。(あてはまるものすべてに○)
- ① 後見人は、本人に代わって財産や預貯金の管理、福祉サービス契約や賃貸借契約など、本人が生活していく上で必要な法律行為を行う ()
 - ② 本人が将来の判断能力低下に備えて、元気な時にあらかじめ後見人となるべき人を選んでおく「任意後見制度」がある。()
 - ③ 成年後見制度の利用については、市町村や社会福祉協議会、また弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などが相談を受けている。()
 - ④ 利用手続きは、本人または親族等が家庭裁判所に申立て、家庭裁判所が後見人等を選任する。(本人の申立は判断能力が残っている場合) ()

- ⑤ 成年後見制度の利用には裁判所への申立て費用や後見人等への報酬などのお金がかかる。()
- ⑥ 利用できるのは認知症や知的障がい、精神障がいなどがあって判断能力が低下した人に限られる。()
- ⑦ 本人が申立てできず身寄りがない場合は、市町村長が申立てすることができる。()
- ⑧ 判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3類型がある。()
- ⑨ 後見人は場合により複数、または法人が選任されることもある。()
- ⑩ この中に知っているものは1つもない。()

問12 市民後見人をご存知ですか。(1つに○)

- ① よく知っている() ③ よく知らないが聞いたことがある()
- ② 少し知っている() ④ 知らない、聞いたこともない()

問13 あなたは市民後見人に興味がありますか。(1つに○)

- ① 機会があれば「市民後見人」として活動したい()
- ② とりあえず講座を受けてみたい()
- ③ 少し、関心がある()
- ④ 関心はない()

問14 後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」がありますが、「任意後見制度」がどういう制度かご存知ですか。(1つに○)

- ① よく知っている()
- ② 少し知っている()
- ③ あまり知らないが聞いたことがある()
- ④ 知らない聞いたこともない()

問15 「任意後見制度」とは判断能力があるうちに、自分が選任した人と後見契約をしておくものです。あなたが「任意後見制度」で「後見人」を選ぶとしたら誰になってもらいたいですか。(1つに○)

- ① 親、子、配偶者()
- ② 兄弟姉妹その他親族()
- ③ 専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士等)()
- ④ 市民後見人()
- ⑤ 友人、知人()
- ⑥ その他()

ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒にて平成27年2月20日(金)までにご返信をよろしく願
いいたします。